

带状疱疹ワクチン接種助成事業実施手順書

R6. 4. 1

対象者	接種日において姫路市民 かつ 満50歳以上の者 ※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等で確認すること。 <u>※過去に当該助成を受けたことがある者は対象外。</u>						
実施期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
助成額	4,000円(税込み)						
助成券の発行	①オンライン申請(市ホームページ) ②保健センター・保健福祉サービスセンター窓口にて申請 →①②ともに保健所防疫課で助成券(別紙1)を発行						
接種方法	予防接種実施医療機関で助成券を受理し、診察および説明を行ったうえ、接種する。 <u>予診票は医療機関にあるものを利用し、必ず医療機関で保管すること。</u>						
	<table border="1"><tr><td>助成回数</td><td>1回</td></tr><tr><td>使用ワクチン</td><td>①乾燥弱毒生水痘ワクチン ②乾燥組換え带状疱疹ワクチン</td></tr><tr><td>その他</td><td>乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する場合であっても助成回数は1回のみ。(助成対象は1回目、2回目いずれでも良い。)</td></tr></table>	助成回数	1回	使用ワクチン	①乾燥弱毒生水痘ワクチン ②乾燥組換え带状疱疹ワクチン	その他	乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する場合であっても助成回数は1回のみ。(助成対象は1回目、2回目いずれでも良い。)
助成回数	1回						
使用ワクチン	①乾燥弱毒生水痘ワクチン ②乾燥組換え带状疱疹ワクチン						
その他	乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する場合であっても助成回数は1回のみ。(助成対象は1回目、2回目いずれでも良い。)						
	<u>※接種後の償還払いは行わない。必ず、助成券の受理後に接種をおこなうこと。</u>						
接種後の記載	接種後は、助成券の医療機関記載欄に医療機関名、医療機関所在地、接種日(西暦)、ワクチン名、ロット番号を記載する。						
接種費用の支払	対象者は医療機関に対し、医療機関で定める接種費用から4,000円を除いた額を支払う。						
医療機関からの費用請求	1か月分の助成券を、任意予防接種助成事業実施報告書(別紙2)※に添付し、翌月13日までに姫路市医師会庶務課を経由し保健所防疫課へ提出すること。 提出された助成券は保健所で対象であるかを審査する。 その後、医師会から保健所へ請求書が提出され、翌々月末までに保健所から各医療機関に入金される。 ※任意予防接種助成事業実施報告書(別紙2)(Excelファイル)は姫路市ホームページからダウンロードできます。 【予防接種実施医療機関宛て情報】 https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003599.html						
単価	1件 4,000円 ※不応料の算定無し。						
健康被害の救済	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償と市が加入している予防接種事故賠償補償保険による補償となる。						